

令和6年度第3回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
議事録

1 日 時 令和6年8月29日（木）13時30分～15時30分

2 会 場 大津市役所 別館1階 大会議室

3 出席者 委員 土田分科会長、狩野副分科会長、齋藤委員、坂下委員、城委員、杉本委員、
田口委員、谷口委員、中井委員、林委員

（欠席） 大橋委員、清河委員、山口委員、横田委員、吉村委員

事務局 子ども未来局長

子ども・若者政策課長、課長補佐、副参事、青少年係長、

政策係長、政策係主査

子育て総合支援センター所長、

幼保支援課長、

保育幼稚園課長、課長補佐

子ども家庭課長、課長補佐

子ども・子育て安心課長、課長補佐

児童クラブ課長、課長補佐

健康保険部保健所母子保健課副参事

ほか委託事業者1名

4 傍聴者 1名

5 議事

(1) 次期大津市こども・若者支援計画の骨子案再検討結果について

(2) 次期大津市こども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保の方向性について

6 会議録（要旨）

(1) 開会

(2) 福祉部子ども未来局長のあいさつ

(3) 委員紹介

(4) 議事

ア 次期大津市こども・若者支援計画の骨子案再検討結果について

（事務局から資料1の説明）

会 長： ただいまの事務局からの説明についてご質問等があれば、ご発言をお願いいたします。

こども・若者の姿と基本方針を分けていただいたことなど、前回審議会の委員のご意見が反映されていると感じましたが、いかがでしょうか。

委員： 前回の意見反映による修正点がわかりやすいというのが率直な感想です。

1点目、資料1ページの主な意見の最後のところ、今後、計画の中でどこまで表記されるかわかりませんが、「ありのままを出せる」という表現が少しわかりにくいので、『率直に言える』というようなこどもにもわかりやすい表現にしてはどうでしょうか。

2点目、資料2ページの基本方針の4つ目「こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進」について、まだ抽象度が高く、今の段階では見出しだけになっていて、具体的にどのように多様なのか、骨子案だけを見ても具体的なイメージが湧かなかったので、可能な範囲で説明してもらえますか。

3点目、同じく資料2ページの基本方針の1つ目「こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映する仕組みづくり」について、こども基本法に沿った対応となっていて良いと思います。意見収集の方法が他の市町でも議論になっているところであり、今決めきれないことは重々承知していますが、KPIの設定などもあると思うので、今後5年間で取り組むことが具体的に見えてくるとよいと感じました。また、多様な声を施策に反映させる工夫という部分では、透明性ということがキーワードだったかと思うので、そのあたりのニュアンスを含められると良いと感じました。

事務局： 1点目、自分の思いをありのままに出せるという部分は、事務局で表現を検討します。

2点目、居場所の「多様な」という表現は、学校園やこども食堂などの地域活動など、こどもたちがどこかで安心できる場所をたくさんもてるような施策を進めていくことを想定しているほか、場所だけではなく、安心して相談できるということが自分らしくいられることにつながるという視点で、相談機関についても、こどもたちが声を出しにくいのではなく、どういった場所や体制が必要かを含めて、居場所という項目の中で検討ができればと考えています。

3点目、意見の収集方法は、今年度、計画策定に向けた意見を聴く取組として、地域や支援団体へのヒアリング、対面での意見交流会、LINEを活用した意見聴取などを実施し、どういったものが効果的かを検討しています。今後5年間でも、今年度の取組結果を踏まえて継続して実施を検討していけたらと考えています。透明性の部分について、意見には、施策に活かせるものだけでなく、活かさないものもあるかとは思いますが、それを市がどのように受け止めて対応し

たかをフィードバックすることが透明性の確保につながると考えており、紐づく事業にもフィードバックをしっかりとっていくということを明確に表す予定です。

会 長： 骨子案ということですので、ここから膨らましていくことになると思います。元の部分で欠けていることがありましたら、ご意見いただければと思います。透明性の部分については、意見を言ったことに返事をするということだけではなく、どのように成果・道筋として反映されていくのかを明確にするというニュアンスを、可能であれば入れてほしいと思います。

その他、いかがでしょうか。

委 員： 1点目、めざすこども・若者の姿という表現は、どうしても使わないといけないものなのでしょうか。この表記では大人が目指しているこども・若者の姿というように誤解を与えるのではないかと思います。教育基本法でも、一つの目的を達成するために、数個の目標があるという構成となっているので、めざすこども・若者の姿という表現を使う必要がないのであれば、基本理念・基本目標・基本方針という表現に置き換えてもよいのではないのでしょうか。

2点目、基本方針の2つ目「健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実」について、若者を支援する学校教育、社会教育は前者の「健やかに育つ環境」に含まれていて、「質の高い」ものを目指しているのは就学前の幼児教育・保育のみなのでしょうか。あえて『幼児』を入れる必要はないのではないのでしょうか。就学前のこどもだけが質の高い教育・保育が必要という関係になっているように感じます。

事務局： 1点目について、めざすこども・若者の姿という形であえて入れています。こどもたちの権利について明示したうえで、そのことについてこどもたちからも意見を聴きたいと考えています。大人が決めた目標を示すだけでなく、こどもたちが権利の主体であるということを伝えていくためにも、めざす姿という形で進めていきたいと考えています。

2点目、幼児教育については、未就学のこどもに対するという教育・保育の充実という施策に対応していますが、若者支援の観点も含むので、表現についてはご意見踏まえて事務局で再検討します。

会 長： 1点目について、めざすこども・若者の姿の「姿」という表現が、大人が目指しているものと捉えられるのではないかと感じました。これを「権利」とすると強すぎる気もしますが、こども側が主張しているという形になるよう、検討していただければと思います。

2点目について、「健やかに育つ環境」があまりに漠然としていて、「幼児教育・保育」が具体的すぎるというバランスの問題もあるかと思います。

そのほかよろしいでしょうか。ないようでしたら、議事2に進みます。

イ 次期大津市こども・若者支援計画における量の見込みと提供体制の確保の方向性について

(事務局から資料２の説明)

会 長： １２ページ、「未就園児等」には、子ども・子育て支援制度の給付を受けていない者も含まれるのでしょうか。大津市には子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園はありますか。

事務局： 「未就園児等」には、保育の必要性がない方で認可外保育施設を利用している方や、京都市をはじめとした市外幼稚園を利用している方を含みます。

※会議後、新制度未移行園は市内に３園あること、「未就園児等」にはこれらの数には含まれないことを説明しました。
--

委 員： ２３ページ、公立保育園の保育士の再配置について、逢坂保育園の休園は確定なのでしょうか。施設の老朽化も進んでいるので、実際は廃園ではないのでしょうか。施設が残るのであれば、こども食堂や児童クラブへの転用があっても良いのではないかと。また、園を利用している保護者の方の同意や理解は得られているのでしょうか。

事務局： 統廃合を進めることで、全体として受け入れ児童数を増やし、来年４月に発生するおそれのある待機児童数を減らすための取組です。引き続き、保護者の方への丁寧な説明や面談を続けている状況です。現段階では休園の決定をしたところであり、将来の廃園や利活用を見据えたものではなく、施設の利活用について、お答えができるような具体的な議論は進んでおりません。

会 長： 公立園の役割が語られた後での休園ということですので、保護者の方への丁寧な説明をお願いします。

委 員： 今年度からひえい平保育園が認定こども園化しましたが、今後、他の公立園でも認定こども園化することをにらんでのことだと思います。現時点で、来年度以降こども園化の予定は立っているのでしょうか。

事務局： 将来的にはこども園化を見据えた検討が必要だと考えていますが、現時点では、具体的な時期や園は決まっていません。

会 長： 残念ながら１号認定のこどもは増えないですかね。なんとか増えてくれると良いなと思います。

委 員： ２５ページ、こども家庭センターと地域子育て相談機関の整備が努力義務化とありますが、現在の具体的な検討状況を教えてください。

事務局： こども家庭センターにつきましては、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に、より連携していくことを国から示されているものになります。その中で、大津市においても、これまでより児童福祉機能、福祉保健機能それぞれが機能し連携しておりますが、それを国が示すようなより連携していく機能をどのような形でするのかということは検討しているところです。地域子育て相談機関については、現時点において検討しておりません。

事務局： ３１ページの放課後児童健全育成事業のところで、箕面市に住んでいる友人から聞いた話ですが、夏休み期間に学校施設を開放し、親の就労有無に関わらず、

利用申し込みをすれば学校で友達と遊べるという活動が一昨年ごろから始まっているそうです。これはこどもの多様な居場所に該当するのではないのでしょうか。児童クラブがこどもにとって嫌な場所となってしまうと、夏休みの間、この酷暑では1か月以上家に閉じこもるしかありません。学校が自分で選択して行ける場所として開放されていると、楽しいから、行きたいから行くという主体性が育まれていくのではないのでしょうか。学校の先生方の負担が増えないよう、民間事業者やこども食堂に入ってもらって、こどもたちの居場所づくりになれば良いのではないかなと思いました。

会 長： 文科省の事業になるのかなと思いついていました。児童福祉の対象年齢でありながら管轄外のことかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 学校施設の開放については、学校側の理解が必要となります。事務局側に教育委員会の立場の者がおりませんので、学校施設においてこどもたちの居場所事業を実施するというご意見については、教育委員会と情報共有させていただくとともに、協議してまいります。

会 長： こども家庭庁ができたときになぜ統合されなかったのかと思うところがあります。

38 ページ、児童育成支援拠点事業について、例えば、瀬田の特別養護老人ホームを運営されている法人（カーサ月の輪）が地域貢献で居場所づくり事業をされていると思うが、この事業はまた別枠なののでしょうか。

事務局： お風呂が入れる施設などを活用して、夜の居場所のような活動をされていることは存じ上げています。国の示す事業が、生活習慣の形成、学習のサポート、進路相談支援、食事の提供といったところを網羅的に実施することとあり、本市においても、昨年度、児童館でこういった事業ができないかという検討もしましたが、これまで行っていなかった学習支援や食事の提供は実施が難しく、今後、どのように実施していくのかはさらに検討していく必要があると考えています。また、既存の取組でこの事業にあてはまるものがあれば、そのことを含めて検討していかなければならないところだと認識しています。

会 長： すべて把握されているわけではないと思いますが、それぞれの施設で社会貢献としてくださっていることも多々あり、こどもにとってのひとつの居場所として、何も無いのはさみしい気もしますが、どうでしょうか。

委 員： 話を聞いて特に思ったのですが、国からは家庭での養育が一番だと示される中で、この事業に力を入れることができれば、救われるこどもはたくさんいると感じました。

委 員： うちの園では、今年の春休みと夏休み、「里帰り保育」という名称で、保育園で保育士のお手伝いをしませんかという呼びかけを卒園児に対して行いました。午前中は各クラスに分散して入ってこどもたちの面倒を見て、お昼はお弁当を先生と一緒に食べて、職員の休憩時間を削りながらも宿題をさせて、お昼からも各クラスでこどもたちの相手をしてもらったり掃除をしてもらって、夕方に保

護者の方に迎えに来てもらったり自分たちで帰ったりという形で、小学校2年生から6年生までのこどもを対象に実施しました。卒園児全体で160名ほどおられる中の半分の80名ほど参加すると手を挙げてくれて、毎日10名ぐらいに分けて受け入れていました。春休みは試験的に実施したのですが、1年生から2年生に上がるタイミングのこどもたちは、ほぼ全員が毎日来てくれました。こどもたちや保護者からのアンケートをまとめている中で、私の感想としては、悪いところが見当たらなかったです。職員も成長したこどもたちのしっかりした姿を見ることができて喜んでいて、来てくれたこどもたちは、園のこどもがかわいい、もっと遊びたかったなど、いろいろな感想を持ってくれました。園のこどもたちは、おにいちゃんおねえちゃんもっと遊ぼうとすごっていました。すごくいい居場所ができていると感じました。事業内容にある、食事の提供や進路の相談というのはどうしても難しい部分がありますが、こどもたちの居場所にはなっているのかなとすごく感じました。保護者の話では、疎遠になっていた方同士がまた連絡を取り合うことができるなど、横のつながりがうまれました。6年生が2年生や3年生をみて同じ園出身であることを知って仲良くなるきっかけがうまれるなどいいことづくめでした。今後、冬休み、春休みもぜひ続けていきたいと考えています。

委員： 計画の対象が0歳から40歳未満のこども・若者ということで、先ほど乳児家庭全戸訪問事業で外国籍のこどもの話がありましたが、就学前、就学後に関わらず、外国籍のこどもに対する援助や支援はどのようなものがありますか。併せて、障害のあるこどもの放課後デイサービス利用に関する援助などがあれば教えてください。それから、夜間保育や早朝保育について、飲食店をもつ保護者や店員さんに必要とされていると思います。これら支援からこぼれそうなこども・若者に対する支援の状況を教えてください。

会長： この資料に掲載されていない事業はどのようなかということを、併せて説明いただけますでしょうか。

事務局： ここに挙げている事業は、子ども・子育て支援法に基づき、量の見込みを立てて、提供体制を確保していかなければならない事業という位置付けをされているものです。放課後デイサービス等必要な支援も関係課と連携しながら支援行います。外国籍のこどもに対する支援についても、今、ここでお答えすることが難しいため、夜間、早朝保育という観点では、延長保育事業の中で一定対応されていることかと思います。またお調べして報告いたします。

※現行の天津市子ども・若者支援計画では、「日本語を話せない帰国・外国人児童生徒への日本語指導」の取組が紐づけられています。

※夜間、早朝保育については、民間園における延長保育事業の枠組みや開所時間を早朝から設定していることにより一定対応しています。

会長： はい、ありがとうございます。資料に出てきていないものは決して不要というわ

けではないということですね。今回は量の見込みを示さなければいけないものについて説明いただいているということですね。

34 ページ、乳児家庭全戸訪問事業のところ、先ほどの説明いただいたように実質ほぼ100%の家庭の状況が把握できているということを加えていただけると良いかなと思います。何も書いていないと、あとの2.1%の方について、ものすごく不安に感じます。

議題全体をとおして、何かご意見ありますか。今後5年間の事業を考えていく計画ですので、全体的なことでもご意見ありましたらお願いいたします。

委員： 数字的なもので把握はできますが、「提供体制の確保の方向性」というものが、ほぼ、「体制が確保されている」、「実施体制を維持する」という記載が多いのですけれども、この中でも、特に重点課題や今後の事業の方向性というものはありますでしょうか。

事務局： 大変たくさんの事業がぶら下がっていることもありますので、次回の審議会でこれらに対してそのような確保方策をとっていくのかについてご審議いただきます。その中でも、特にこの点は、ということについてはきちんとお示しできるようにします。ひとつ重要なこととして就学前の教育・保育の提供体制を確保していくということは自治体の大きな仕事だと認識しています。それに加えて、20事業について、特に支援の必要なこどもたちに対して何をしていくのかということの重要なポイントと確保方策をお伝えできればと考えています。

委員： ほぼ体制は確保されている中でも、こういった課題はあるということ、次回は示していただけるということによろしいですか。

事務局： 例えば、放課後児童クラブのところでご説明したとおり、市全体としては充足しているけれども、区域別にみると狭あい化が進んでいたり、保育のニーズでも希望の園に入っていないという現状があるように、課題として認識している部分について、このように取組を進めていきたいということをお伝えしたいと考えています。

委員： なかなか数値では現れない部分も多いと感じていますので、よろしくお願いいたします。

委員： 前回の骨子案からよくぞ大きく舵を切ってくれた、市民にとって分かりやすいものになったと感じています。私たちは現場の仕事ですが、毎日このことについて考えておられる方がおられるということが、よくわかりました。
めざすこども・若者の姿は、おおつの大人たちは、こどもたちにこうあってほしいということが書かれていると思うので、それがうまく表現できて、こどもたちに伝わればと感じています。

会長： 大津市が全国的に待機児童の件で有名になったこともありますので、23ページの確保方策についても、いろんな意見をいただければと思います。

委員： スケジュールについて、こども・若者の意見聴取の部分はまだこれからですね。

事務局： 「おおつみらいミーティング」は、高校生を対象に対面で意見を聴く取組で、8月実施の予定でしたが、参加者が集まらず、9月に後ろ倒しで実施を予定しています。「地域活動に参加するこども・若者の意見聴取」は、随時、本市からいくつかの活動に出向いている状況です。「声を上げにくいこども・若者の思いを聴く取組」については、直接こどもたちから声を聴くことが難しいため、支援団体さんなどにお声がけして、こちらから出向いてヒアリングする方針で進めているところです。「LINEを活用したこども・若者の意見を聴く取組」については、昨年度2月～3月に試行し、高校生、大学生から意見を聴いたところで、今は、その声に対してどう返事をするかを庁内で取りまとめしている状況であり、今後は試行事業を受けて本格運用に向けて準備を進めているところです。「こども向けパブリックコメント」については、素案が完成すれば、年末にこども向けにパブコメを実施する予定です。

会 長： こどもや若者から意見を聴くというのは、新しい取り組みで大切だと思いますので、よろしくお願いします。

委 員： 資料1のめざすこども・若者の姿の3つ目「ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる」が、ほかと少しトーンが違ふと感じます。これ以外は「自分ができる」で、これだけ「ひとりひとりが尊重される」施策という感じがします。例えば、『自尊感情が満たされ』など少し言い方を変えてみてはどうでしょうか。また、めざすこども・若者の姿の4つ目「安心して自分らしくいることができる」については、言葉や中身に整理が必要だと感じました。基本方針の3つ目「多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進」について、こどもたちが尊重されてなりたい自分を目指すことができるために、どこを軸にして関係機関が連携していくのか、イメージを明確に示したほうが良いのではないかと感じました。こどもパブリックコメントですが、学校に行けなかったり、貧困家庭だったりというようなところが、1番しんどいところですので、むしろその子たちをサポートしていくために、どうしたらいいのかを考えるために、その子たちが今どんな思いで、これを出したときにどのように反応してくれるのか、どのように思ってくれるのか、普通に聴くだけではなかなか吸い上げられないので、そこを吸い上げる手段というのは工夫がいると思います。滋賀県では知事への手紙というものがあって、出されたこども達の意見を分類して、きちんと返答が返されているということを継続してやっているの、自分が出せばこのように返ってくるという実感を積み重ねた上でないと、なかなかそのような意見は汲み上げられないと思うので、その辺りの工夫がいるのではないかと思います。

会 長： 確かに、こども達がどうしたら自分の本音を言ってくれるのかということ自体をこども達に聴くという取組をされていると思いますので、その辺りをご検討いただきたいと思います。またひとりひとりが尊重されということ、こどもだけ大人目線というか、こどもからしたら、自分が尊重されていると感ずるという

ことになるのか、その辺りもご検討いただきたいと思います。

それでは、全体のことについてほかに何かご意見よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは本日の議事をこれにて終了させていただきます。事務局に進行をお返しします。

事務局：

本日ご欠席の方もおられますし、説明させていただいた量も多かったですので、今後1週間程度はご意見を頂戴する期間を設け、ご意見を踏まえ事務局で練り直しますのでよろしくお願いいたします。

(5) 閉会